

財政援助団体等監査結果に係る 措置状況報告書

(令和4年2月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第11号

令和4年2月25日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

安田秀夫

同

西村潤也

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

中 鴻 池 リ ー ジ ョ ン セ ン タ ー 企 画 運 営 委 員 会	1
--	---

(用語の定義)

協働事業等助成金：リージョンセンター公民協働事業等助成金

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和3年12月14日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第9号

4. 監査の対象

中鴻池リージョンセンター企画運営委員会

リージョンセンター公民協働事業等助成金

中鴻池リージョンセンター企画運営委員会

協働事業等助成金実績報告について

協働事業等助成金実績報告時に提出された会則において、事務局長を1名置くことと規定されているものの、不在となっている。

会則に沿った適正な配置に努められたい。

措置内容

措置済
令和2年度より、適正な配置に改めました。